

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■「令和 3 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表についてのお知らせ

公益法人の会計に関する研究会（以下、「会計研究会」という。）は、平成 25 年から公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため、内閣府公益認定等委員会のもと開催されています。

今般、令和 3 年度における審議の成果を令和 3 年度報告（令和 4 年 3 月 25 日）として取りまとめました。

令和 3 年度の会計研究会は、令和 2 年度の同研究会報告で示された「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更に伴う記載内容の変更を検討するにあたり、様々な立場の方々（公益法人、公益法人への資金提供者、学識経験者、認定・監督にあたる都道府県の合議制機関）から以下の項目についてヒアリングを行いました。その結果に基づき今後議論を深めて参ります。

（ヒアリング項目）

- （1）公益法人の会計基準についての基本的な考え方について
- （2）指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理について
- （3）指定正味財産について（「指定正味財産」の概念について）
- （4）事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類について
- （5）「活動計算書」の様式例（令和 2 年度報告参照）
- （6）事業別会計区分の取扱
- （7）正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱

ヒアリング項目及びその結果の詳細については、以下の令和 3 年度報告をご覧ください。

・令和 3 年度報告については、こちらからご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/houreiguide/kaikei.html

・過去の会計研究会報告については、こちらからご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/houreiguide/kaikei.html

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。